

市町村の合併の推進に関する構想の策定に係る基本的考え方

1. 基本的考え方

(1) 地方分権の推進

平成12年4月の地方分権一括法の施行を契機とする地方分権改革を一層確かなものとするためには、基礎自治体である市町村が、住民に最も身近な総合的な行政主体として、これまで以上に自立性の高い行政主体となることが必要であり、そのために、ふさわしい十分な権限（ケンゲン）と財政基盤（ザイゲン）、高度化する行政事務に的確に対処できる職員集団（ニンゲン）を有する必要がある。

(2) 自主的な市町村合併

住民に最も身近な市町村が、自主自立の行財政運営が将来にわたって可能となるような基盤強化を図るためには、市町村合併はそのための有効な手段である。

各地域においては、市町村が果たすべき役割が増大し、国・地方ともに厳しい財政事情や、少子高齢化の進行など、市町村を取り巻く情勢の変化や地域の将来の展望を踏まえながら、住民を交えて真剣に議論を重ね、その意向をも踏まえて、最終的には市町村長、議会議員の主体的な取り組みによって合併に関する判断をすることが望まれる。

(3) 県の役割

県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、県の将来の姿も考慮しつつ、市町村の沿革、生活圏、広域行政等を基礎に、市町村の将来にわたっての行財政運営の在り方を踏まえ、各市町村の自主性を尊重しながら、各地域の特性や資源を最大限に活かすことができる市町村合併の推進を支援する。

2. 構想の構成

構想には、法令の規定に基づき、次に掲げる事項を定める。

- (1) 自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項
- (2) 市町村の現況及び将来の見通し
- (3) 構想対象市町村の組合せ
- (4) 自主的な市町村の合併を推進するために必要な措置

3 構想で対象とする市町村及び組合せ

(1) 構想対象市町村に対する基本認識

国の基本指針の内容及び本県の市町村の現状等を踏まえ、次の基準に沿って、構想対象市町村が存在するものとの基本認識に立ち、対応を調査検討する。

- ①生活圏域を踏まえた行政区域の形成を図ることが望ましい市町村
- ②更に充実した行政権能等を有する指定都市、中核市、特例市等を目指す市町村
- ③おおむね人口1万未満を目安とする小規模な市町村

(2) 構想対象市町村に対する取組方針

上記の基本認識を踏まえ、次のとおり各市町村の現状や将来見通し、合併に対する考え方等を調査し、組合せを検討していく。

- ①合併協議会が設置されている地域など、合併協議に係る動きがある地域を検討対象とする。
- ②人口1万未満の町村を中心に、原則として、旧法下において、合併が行われなかった23市町村を検討対象とする。
- ③今後の検討結果によっては、旧法下での合併市町も検討対象とする。

4. 審議会における審議の進め方

構想策定について調査検討を行うため、上記の取組方針を踏まえ、審議会においては、次のとおり調査検討を行い、意見を伺う。

- ①熟度の高い地域から審議を行う。
- ②その他の地域については、各地域における検討状況等を踏まえ、随時審議対象地域に追加して審議を行う。
- ③上記の調査検討の結果、構想対象市町村とすることが適当とされた地域から段階的に構想を取りまとめることとする。

平成17年度における今後の開催予定回数は4回程度を見込んでいるが、第2回以降は、今後の調査検討作業の状況を踏まえ、構想対象市町村の枠組みの検討や関係市町村からの意見の聴取など、必要によって審議会を随時開催することとし、その意見を求めることとする。

市町村に対する構想策定に係る意向調査について

- 1 対象市町村 未合併市町村の23市町村を対象とする。
ただし、検討状況によっては、合併済み市町村にも実施する。
- 2 実施方法等 文書（意向調査票）により提出していただき、必要によってヒアリングを行う。

【対象者】 首長

【実施時期】 平成17年11月上旬（ヒアリングは随時）

【調査項目】 <市町村の運営に係る基本的な方針>

- ・市町村基本計画推進のための最重要課題、今後おおむね10年間の主要施策・事業等
- ・市町村が直面している課題への対応（少子高齢化への対応、保健医療の充実、産業振興、教育振興等）
- ・行政改革への取り組み及び進め方（行政改革に関する現状認識及び今後の進め方・運営方針）
- ・財政運営の見通し（財政状況に関する認識、今後の財政運営の見通し・運営方針）

<住民への周知状況>

- ・行財政運営に関する方針等についての住民に対する周知の有無、具体的周知・情報提供方法

<新法下における合併に関する意向>

- ・将来にわたっての市町村合併に関する意向
- ・合併の相手として考えられる市町村の組合せ
- ・合併に期待するもの
- ・国、県等への要望 等

青森県市町村合併推進審議会運営要領（案）

（趣 旨）

第1 この要領は、青森県附属機関に関する条例（昭和36年1月青森県条例第14号。以下「条例」という。）に基づき組織する青森県市町村合併推進審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を条例第24条の規定により定めるものとする。

（会議の招集）

第2 条例第6条の規定により、知事が、審議会を招集しようとするときは、あらかじめ期日、場所及び審議事項を委員に通知するものとする。

（会議の公開）

第3 審議会の会議は、原則として公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合には、議長が審議会に諮って、これを公開しないことができる。

- (1) 青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号）第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について調査審議する場合
- (2) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障を生ずることが明らかに予想される場合
- (3) 出席委員の半数以上の了承がある場合

（会議の傍聴）

第4 会議は、原則として傍聴できるものとする。ただし、第3の第2項の規定により会議を公開しないこととした場合はこの限りでない。

2 議長は、傍聴者に対し、必要な指示をすることができる。

（会議録）

第5 審議会の議事については、その都度会議録を作成するものとする。

2 前項の会議録には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名（委員及び事務局職員等）
- (3) 議事の概要
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

3 会議録は、原則として公開するものとする。ただし、第3の第2項の規定により会議を公開しないこととした場合はこの限りでない。

(採 決)

第6 議長は、議題について採決しようとするときは、その議題及び採決する旨を会議に宣告するものとする。

2 採決は、挙手又は投票の方法によるものとし、議長は、その都度審議会に諮って決定するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、議題について出席委員に異議がないと認めるときは、議長は、採決の手順を省略して、可決の旨を宣告することができる。

(意見の聴取)

第7 審議会は、その担当する事務を処理するため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(補 則)

第8 この要領及び条例に定めのあるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成17年10月 日から施行する。

